

第 2 章

施工管理基準

第2章 施工管理基準

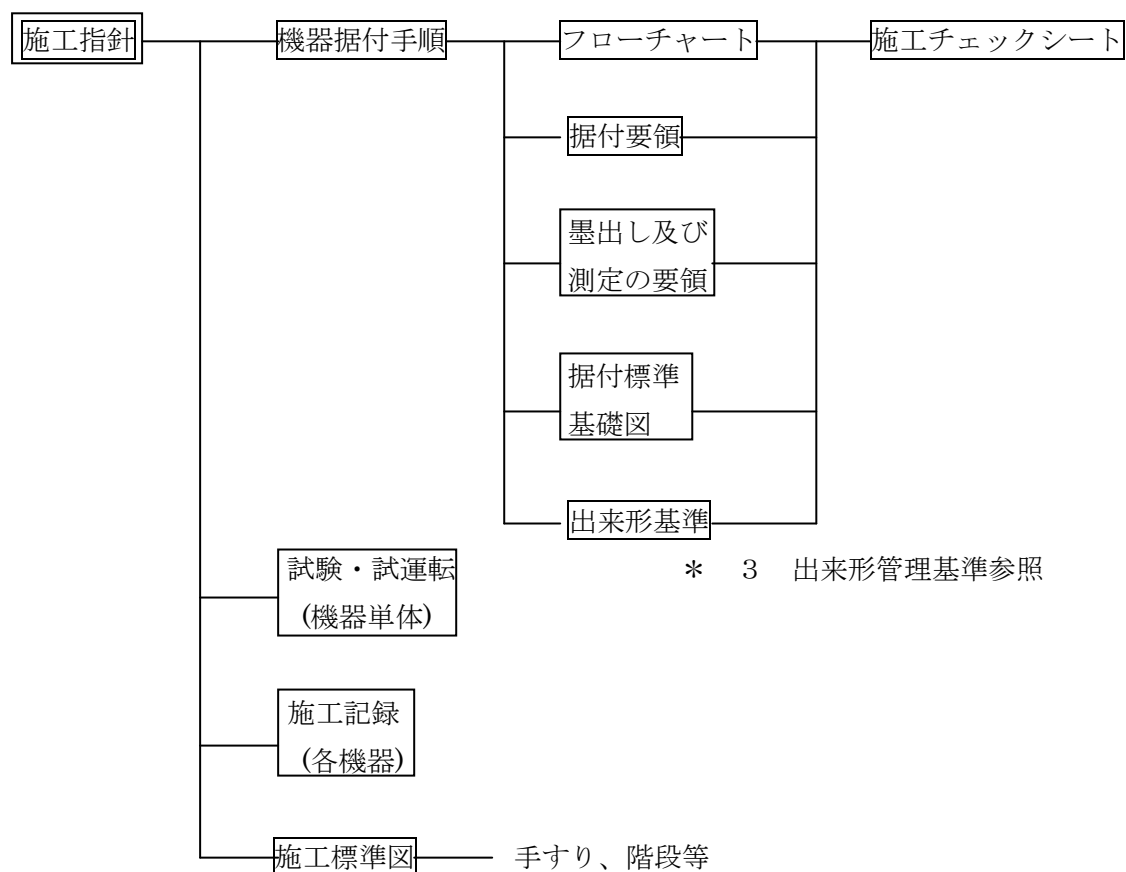
1 共通事項

1. 1 施工管理基準の目的

本項は、建設局で施工されている機械・電気設備工事を対象として、機械と電気の各々の設備別に、現場施工（据付工事）において、指針となる必要な事項を、機器単位でまとめたものである。

1. 2 施工フローシートの流れ

次に「本2項」における施工指針の流れをまとめる。



1. 3 各項の説明

機械設備機器の据付工事を対象とした各項目をまとめる。

① 据付手順（フローシート）

各機器毎の据付手順については、フローチャートとして「①項」に示す。
フローシート中「監督職員確認」は監督職員による書類検査を示し、「監督職員立会」は監督職員の現地立会検査を示す。なお、「監督職員確認」によ

る合格判定が出ない場合は、次の工程に進むことができない。

② 墨出し及び測定の要領

墨出し及び測定の要領について、「②項」に示す。

③ 据付標準基礎図

機器毎に平均的な標準基礎図を「③項」に示す。

④ 試験・試運転（機器単体）

機器単体の試験・試運転を「④項」に示す。

⑤ 施工管理記録

機器毎の施工管理記録票を「⑤項」に示す。